

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月11日

大阪府後期高齢者医療広域連合

監査委員 川西 修

監査委員 泉井 智弘

監査結果に基づく措置状況

監査の種類	定期監査
監査実施期間	令和6年11月22日から令和7年3月7日
監査対象	資格管理課
指摘事項等	措置状況
<p>(指摘事項) [令和6年度上半期分]</p> <p>①「令和6年度次期機器更改事業推進支援業務」及び「令和6年度標準システムに係る被保険者証年次の個人番号下四桁付与対応業務」において、大阪府後期高齢者医療広域連合事務決裁規程上、1件500万円以上の賃借及び物件、労力その他の受給に係る支出負担行為に関する事項の決裁権者を広域連合長と定めているところ、事務局長専決としていた。</p> <p>②「令和6年度次期機器更改事業推進支援業務」及び「次期標準システムバージョンアップ対応業務委託」において、公印を使用するときは、大阪府後期高齢者医療広域連合公印規則第8条において、押印を要する文書に決裁済の文書を添えて、取扱者に提示し、承認を受けなければならないとされているが、契約書に押印するに当たり、取扱者の承認を受けた記録(公印審査)が残されていなかった。</p> <p>③「情報連携業務に係る総合運用テスト支援業務」及び「後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)に関する令和6年度医療保険制度改革に係る保険料算定対応業務」において、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないとし、あらかじめ委託者の書面による承認を得たときはこの限りでない旨を契約書に定めているが、受託者から業務の再</p>	<p>指摘事項の①において、原因は大阪府後期高齢者医療広域連合事務決裁規程に定める専決事項の確認不足にありました。</p> <p>今回の指摘事項を受けて、以下のとおり職員に周知・指導を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決裁の起案方法として、昨年度のものを複写または参考にすることは業務の効率化の観点からは有益なものではあるが、全く同じ決裁内容というものは存在せず、金額や内容等に変更があることを意識して、当該決裁に関わる職員は主体的に事務決裁規程を確認すること。</li> <li>・今回の事例に限らず、常に法令等の根拠を意識し、適正に事務を処理すること。</li> </ul> <p>指摘事項②において、原因は大阪府後期高齢者医療広域連合公印規則の確認不足にありました。</p> <p>今回の指摘事項を受けて、以下のとおり職員に周知・指導を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書に押印する際は、決裁済みの文書を添えて、取扱者に提示し、承認を受けるが、押印後、他職員が押印済契約書、取扱者の承認を受けた記録を確認すること。</li> <li>・今回の事例に限らず、常に法令等の根拠を意識し、適正に事務を処理すること。</li> </ul> <p>指摘事項③において、原因は契約書に定める再委託条項の確認不足にありました。</p> <p>今回の指摘事項を受けて、以下のとおり職員に周知・指導を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結の際に、再委託の有無について確認を行い、再委託を行う場合については、受託者に再委託承諾申請書の提出を促し、申請後、速やかに再委託承諾書の可否</li> </ul>

委託承諾申請書の提出があったものの、承諾に関する起案及び決裁を行っていなかった。

(注意事項)

[令和5年度分]

①「マイナンバーカードと健康保険証の一体化等に関する対応コールセンター運營業務」において、契約相手方から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させることとしているが提出を受けていなかった。なお、令和6年度に締結している同内容の契約においては改善されていた。

②「後期高齢者医療広域連合電算処理システムに係る SVF 製品（帳票ソフトウェア）ライセンス購入及び保守費用」において、契約書の製本が不完全であった。

③「資格管理カスタマイズ業務」において、契約相手方が契約書に押印している印紙税の納付印の税額が誤っていた。

[令和6年度上半期分]

④「令和6年度次期機器更改事業推進支援業務」、「情報連携業務に係る総合運用テスト支援業務」及び「後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）に関する令和6年度医療保険制度改革に係る保険料算定対応業務」において、契約書の製本が不完全であった。

に関する起案及び決裁を行い、受託者へ書面による通知を行うこと。

・庶務担当者が定期的に再委託承諾申請書の有無を確認し、申請に対する承諾処理が行われているか確認を行うこと。

注意事項①において、原因は契約相手方が個人情報を取り扱う際、個人情報取扱いに関する誓約書の提出が必要であることの認識不足にありました。

令和6年度については、改善しておりますが、今回の注意事項を受けて、改めて以下のとおり職員に周知・指導を行いました。

・庶務担当者は締結した契約について、個人情報の取扱いの有無を確認し、取扱いを認めた時は、誓約書の有無を確認すること。

注意事項②④において、原因は契約事務の手引きにおける契約書の綴じ方の理解不足にありました。

今回の注意事項を受けて、以下のとおり職員に周知・指導を行いました。

・契約書製本時は契約事務の手引きに則り、製本を行うこと。

注意事項③において、原因は印紙税法の確認不足にありました。

今回の注意事項を受けて、以下のとおり職員に周知・指導を行いました。

・契約締結時は印紙税法、契約事務の手引きを参考に、印紙の要不要、印紙税額を確認すること。